高齢社会白書

「高齢社会対策基本法」に基づき、毎年、国会に提出(法定白書)。今回で27回目。

〈高齢社会対策基本法〉

- 第8条 政府は、毎年、国会に、<u>高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況</u>に関する報告 書を提出しなければならない。
 - 2 政府は、毎年、前項の報告に係る<u>高齢化の状況を考慮して講じようとする施策</u>を明らかにした文 書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第1章 高齢化の状況

- 第1節 高齢化の状況 (高齢化の推移と将来推計)
- 第2節 高齢期の暮らしの動向(就業率の推移、健康寿命と平均寿命の推移、75歳以上の運転者による死亡事故件数等)
- 第3節 〈特集〉高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査 〈トピックス〉
 - 1 グリーンスローモビリティの取組事例
 - 2 デジタルを活用し高齢者と地域のつながりを生み出している事例
 - 3 高齢者雇用の推進の取組事例
 - 4 社会活動への参加促進の取組事例
 - 5 誰もが健やかに暮らせる地域づくりの取組事例

第2章 令和3年度高齢社会対策の実施の状況

- 第1節 高齢社会対策の基本的枠組み
- 第2節 分野別の施策の実施の状況 (令和3年度に各府省庁が講じた施策)
 - 1 就業・所得
 - 2 健康・福祉
 - 3 学習・社会参加
 - 4 生活環境
 - 5 研究開発・国際社会への貢献等
 - 6 全ての世代の活躍推進

第3章 令和4年度高齢社会対策

- 第1節 令和4年度高齢社会対策の基本的な取組
- 第2節 分野別の高齢社会対策 (令和4年度の各府省庁の主な施策)
 - 1 就業・所得
 - 2 健康・福祉
 - 3 学習・社会参加
 - 4 生活環境
 - 5 研究開発・国際社会への貢献等
 - 6 全ての世代の活躍推進